

税務相談室

平成27年度税制改正 ～その2～

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

4 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた 場合の非課税措置の延長・拡充

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、30歳未満の受贈者の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関等に信託等をした場合には、受贈者1人につき1500万円までの金額に相当する部分の価額については、贈与税が非課税とされていました。この非課税措置の適用期限が平成31年3月31日（改正前、平成27年12月31日）まで、3年3ヵ月延長されるとともに、次の改正が行われました。

1) 教育資金の用途の範囲と拡充

今回の改正で、この特例の対象となる教育資金の用途の範囲に、①通学定期券代、②留学渡航費等が追加されました。

※適用時期 上記1)の改正については、平成27年1月1日以後に支出する教育資金について適用されます。

2) 少額支出等に係る金融機関提出書類の簡素化

この特例を適用して行った教育資金口座からの払出しおよび教育資金の支払いについても、受贈者はその支払いに当たった領収書等を、金融機関に提出しなければなりません。

ただし、その支払金額が1万円以下で、かつその年中における合計支出金額が24万円に達するまでのものについては、その領収書に代えて支払先、支払金額等の明細を記載した書類を提出することで領収書等に代えることができることとされています。

※適用時期 上記2)の改正については、平成28年1月1日以後に提出する書類について適用されています。

5 法人税率の引下げ

本年度の税制改正の目玉は、法人税改革とされています。企業業績に連動する所得に課す実効税

率（標準）は、現行34.62%とアメリカに次いで高い税率になっています。それが、平成27年度には2.51%下がり32.11%に、平成28年度に0.78%以上下がり31.33%以下とされます。このように、法人実効税率を国際水準に比し遜色のない水準に引き下げることを目指し、成長志向に充填を置いた法人税改革を行い、数年後には20%台までに到達することを目指すとしています。

1) 法人税の税率の引き下げ

法人税の税率を23.9%（改正前25.5%）に引下げ、法人の平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

2) 中小法人の軽減税率の適用期限の延長等

中小法人の軽減税率の特例、公益法人の軽減税率の特例および協同組合等の軽減税率の特例（いずれも、所得金額のうち年800万円以下の部分に対する税率:19%→15%）の適用期限が、平成28年度末まで2年間延長されます。また、軽減税率（19%）そのものについては、引き続き、中小法人等の課税全体の見直しの中で検討するとされています。

6 100万円未満の美術品等は減価償却資産に 該当（償却可能資産は1点100万円未満に、 絵画の号当たり基準は撤廃）

美術品等に該当する書画骨とうは、原則として「時の経過によりその価値が減少しない資産」として減価償却資産に該当しないこととされていましたが、通達発遣後30年余を経過したことや美術品等の多様化、経済状況の変化等に伴い、美術品の取引実態と通達の判断基準が乖離してきたとして、書画骨とうに対する法人税・所得税の取り扱いが以下のように改められました。

従来、書画骨とうなどの美術品等は、原則として減価償却資産に該当しないものとされていましたが、例外として、書画骨とうに該当するかどうか明らかでない美術品等で、その取得価格が1点20万円（絵画にあっては号2万円）未満であるものについては、減価償却資産として取り扱うことが認められていました。このほど、この取り扱いが改正され①古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値または希少価値を有し、代替性のないものや、②取得価額が1点100万円以上の美術品等（時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除く）に該当するもの以外は、減価償却資産として取り扱うこととされました。つまり上記①以外の美術品等がかつ、②取得価額が1点100万円未満の美術品（時の経過によりその価値が減少することが明らかなものに限り）については、減価償却資産として取り扱うこととされました。